

### (3) 授業料減免の概要(種類・要件・手続)・実績

授業料の減免は、年度を2期に分け、大学等における修学支援に関する法律および関係法令に基づき、実施します。

減免の対象者は、特に優れたものであって経済的理由により極めて修学に困難があると認められる学生です。

ただし、学生が入学後、学費負担者が風水害その他の災害を受けたことにより、又は学費負担者の死亡、長期療養、失業、事業の倒産等予期せぬ事由により、授業料等の納付が著しく困難になったと認められる場合も関係法令に準じて、減免の対象となります。

このほか、授業料の分納や徴収猶予の制度もあります。

減免申請を希望する方は、大学総務課までご相談ください。

#### ■ 授業料減免件数推移

##### 【旧制度】

(件、円)

		申請件数	全額減免	半額減免	却下	減免金額
2018年度	前期	53	26	21	6	6,157,500
	後期	64	36	24	4	8,220,000
2019年度	前期	64	30	25	9	7,267,500
	後期	74	32	33	9	8,257,500
2020年度 (旧制度)	前期	3	2	0	1	270,000
	後期	4	2	0	2	270,000

##### 【新制度】

(件、円)

		申請件数	全額減免	2/3減免	1/3減免	減免金額
2020年度 (新制度)	前期	136	78	26	19	19,760,000
	後期	121	78	27	13	19,760,000
2021年度	前期	112	73	21	18	16,085,000
	後期	102	65	23	14	15,435,000
2022年度	前期	93	54	21	18	13,150,000
	後期	89	55	25	9	13,375,000